

「三重県特別支援教育総合推進計画（仮称）」骨子（案）

1 三重県特別支援教育総合推進計画（仮称）の策定について

(1) 策定の経緯

三重県教育委員会では、「三重県における特別支援教育の推進について」（基本計画）を平成18年度に策定し、平成19年度から施策を推進してきました。平成25年3月には「県立特別支援学校整備第二次実施計画（改定）」を策定し、特別支援学校の整備を進めています。

国においては、平成23年8月に「障害者基本法」が改正され、平成24年7月に、中央教育審議会初等中等教育分科会から「共生社会の形成に向けたインクルーシブ教育システム構築のための特別支援教育の推進（報告）」が示されるなど、障がい者や特別支援教育を取り巻く環境が変化しています。

「県立特別支援学校整備第二次実施計画（改定）」が、平成26年度までの計画であること、法令改正や「中央教育審議会初等中等教育分科会（報告）」が示されたこと等により、特別支援教育にかかる新たな計画を策定する必要があります。

(2) 特別支援教育全般の現状と課題

発達障がいを含む特別な支援を必要とする幼児児童生徒の数が増加するとともに、障がいの重度・重複化、多様化が進んでおり、幼稚園、小中学校の通常の学級や高等学校における指導、支援の充実が課題となっているため、教員の専門性向上が求められています。

インクルーシブ教育システムの構築にあたって、障がいのある子どもと障がいのない子どもが同じ場で共に学ぶことを基本としつつ、個別の教育的ニーズに対しては、自立と社会参加を見据えて、最も的確に応える指導を一層充実していくことが求められています。このことから、通常の学級、通級による指導、特別支援学級、特別支援学校といった、連続性のある多様な学びの場による指導、支援を推進していく必要があります。

全ての公立小中学校、高等学校において、特別支援教育に関する校内委員会が設置され、特別支援教育コーディネーターが指名されるなど、特別支援教育の体制整備は着実に進んでいますが、個別の指導計画や個別の教育支援計画のさらなる充実などが求められています。

特別支援学校に在籍する児童生徒数が増加傾向にあり、施設の狭隘化等へ

の対応が課題となっています。

(3) 計画の期間

「三重県特別支援教育総合推進計画（仮称）」は平成27年度から31年度までの5年間の計画とします。

2 インクルーシブ教育システムの推進について

(1) 早期からの一貫した支援

幼稚園、保育所等からの一貫した情報の引継ぎが課題となっているため、パーソナルカルテ等の情報引継ぎツールの活用により、引継ぎ体制の充実を図るとともに、引継ぎのキーパーソンとなる保護者との情報の共有を進めます。

早期からの教育相談に対応するため、各市町に設置が進められているワンストップ型の相談機能を充実させるとともに、地域の実情に沿った支援ネットワークの構築について検討します。

(2) 就学相談・就学先決定

県教育委員会と市町等教育委員会が就学にかかる情報共有を図りながら就学相談を進めており、今後も緊密な連携に努めます。

就学先の決定にあたっては、本人・保護者に対して十分な情報提供を図るとともに、その意見を最大限尊重し、本人・保護者の気持ちに寄り添いながら教育的ニーズと必要な支援についての合意形成を図っていきます。

就学先決定における、多様な子どものニーズに応えていくため、連続性のある多様な学びの場の整備や充実を進めるとともに、就学先決定後の学びの場の柔軟な見直しについて、方向性を検討します。

(3) 就学前の取組

早期からの一貫した支援を円滑に進めるため、パーソナルカルテ等の情報引継ぎツールの活用を促進するとともに、関係機関と連携した相談・支援にかかる体制づくりを検討します。

乳幼児健診や、幼稚園、保育所で気づいた子どもの課題について、保護者や関係機関との共有が行えるよう支援を進めます。

(4) 発達障がい等のある児童生徒への対応

小中学校の通常の学級や、高等学校に在籍する発達障がいのある児童生徒について、障がい特性の理解と支援方法、授業の工夫等により一層効果的な指導を進めることが求められており、支援体制の充実に向けて取組を進めます。

特に学習障がい（LD）については、就学後に課題が明らかになることが多いことから、できるだけ早期の課題の把握に努め、授業における指導や教材の工夫、通級指導教室の活用などを進めます。

特別支援学校では、センター的機能を十分に発揮するために、発達障がいを含む複数の障がい種に対応できるよう、教員の専門性のさらなる向上に努めます。

3 特別支援学校における教育の推進について

(1) 個々のニーズに応じた教育

個別の指導計画を活用し、一人ひとりの教育的ニーズに応える教育を実施するとともに、障がいの状況や特性に応じた教育課程の編成、ICT機器等を含む教材教具の活用を図ります。

(2) キャリア教育の推進（進路指導・就労指導）

児童生徒の学年、発達段階、障がい特性等、一人ひとりの実態に応じたキャリア教育を検討し、各発達段階において育てたい能力や態度を考慮した教育課程の編成を進めます。

生徒の適性と職種のマッチングを図り、早期からの計画的な職業実習を実施するなど、一人ひとりのニーズに応じた自立と社会参加を進めます。

(3) 今後のセンター的機能のあり方

特別支援学校のセンター的機能による教育相談等の件数が増加していることから、対応する教員体制の工夫、情報発信の方法等、効率的・効果的な支援方法について検討を進めます。

「三重県こども心身発達医療センター（仮称）」に併設する新たな特別支援学校のセンター的機能のあり方について、検討を進めます。

(4) 交流および共同学習

交流および共同学習の推進により、交流機会が増加しているため、学校間の

授業の調整などによる計画的で効果的な実施を検討します。

障がいのある子どもと障がいのない子どもが、共に学ぶことができるように、交流場面における教材や支援方法等を充実させることで、障がいのある子どもが十分活動できるよう取組を進めます。また、障がいのない子どもも、経験や理解を広め、豊かな人間性の育成を図ることにより、共生社会の形成を目指します。

(5) 医療的ケア

医療的ケアを必要とする児童生徒が安心・安定して学校生活を送れるよう、保護者、教員、看護師等と医師等関係機関が連携・協力し、医療的ケアを実施できる校内体制の充実を進めます。

(6) 盲学校および聾学校のあり方

県内唯一の視覚障がい、聴覚障がいの教育部門を有する特別支援学校として、就学前からの相談支援等のセンター的機能の充実や、通級による指導体制についての検討を進めます。

4 小中学校における特別支援教育の推進について

(1) 通常の学級における特別支援教育の推進

通常の学級に在籍する特別な支援を必要とする児童生徒に対する個別の指導計画や個別の教育支援計画の作成を推進します。

特別な支援を必要とする児童生徒について、個別の指導計画や個別の教育支援計画を活用した授業の工夫等、障がいの特性に応じた指導の充実を図ります。

学校全体で特別支援教育についての理解や専門性の向上を図ります。

特別な支援を必要とする児童生徒への理解を周囲の児童生徒や保護者が深められるよう取組を進めます。

(2) 通級による指導の充実

通級担当教員には、児童生徒の実態把握や適切な指導方法の工夫などの高度な専門性が求められることから、担当教員の養成や専門性の向上を図ります。

通級による指導のニーズが高まるなか、通級指導教室の計画的な設置について検討を進めます。

(3) 特別支援学級における教育の充実

特別支援学級担当教員には、多様な障がい特性に応じた指導や支援が求められることから、個別の指導計画の作成や、障がいの特性に応じた指導等にかかる専門性の向上を進めるとともに、継続的な指導につながるよう校内体制の工夫を図ります。

個別の指導計画に基づいた適切な指導と評価、障がいの特性や地域の特徴を活かした適切な教育課程の工夫や改善を進めるとともに、個別の指導計画、個別の教育支援計画の十分な活用を図ります。

(4) 連続性のある多様な学びの場の整備

特別支援学級をはじめとする多様な学びの場において十分に教育を受けられるための合理的配慮が必要なことから、基礎的環境整備を進めるとともに、教員の専門性向上、教育内容・方法の改善等を図ります。

5 高等学校における特別支援教育の推進について

(1) 発達障がい等のある生徒への対応

発達障がい等のある生徒の相談・支援にかかる体制作りや、特別支援教育に関する校内委員会の整備を進めます。

特別支援教育コーディネーターを中心に、発達障がい等のある生徒の指導や支援にあたる教員の役割が重要であることから、教員の専門性の向上を図るとともに、人的配置について検討します。

教員が様々な障がい特性に対応できる知識と指導方法を身につけるために、特別支援学校等で障がいのある児童生徒と関わる体験的な研修等の実施について検討します。

聴覚障がいや肢体不自由等のある生徒について、それぞれの障がいの特性に応じた支援や教育を進めます。

(2) 個別の指導計画・個別の教育支援計画の充実

個別の指導計画、個別の教育支援計画等の支援にかかる情報を中学校から確実に引き継げるシステムを検討するとともに、個別の指導計画等の活用の充実に図ります。

6 教員の専門性向上

通常の学級に特別な教育的支援を必要とする児童生徒が在籍していることから、すべての教員に発達障がい支援を含む特別支援教育についての知識・技能が求められるため、体験的な研修等により知識を実践力として活用できる人材の育成を図ります。

多様な学びの場を充実させるために、障がいの特性に応じた指導力や授業力等の向上を図ります。

特別支援学校では、センター的機能を十分に発揮するために、発達障がいを含む複数の障がい種に対応できるよう、教員の専門性のさらなる向上に努めます。

7 特別支援学校の整備

東紀州くろしお学園（本校）、松阪地域特別支援学校（仮称）、「三重県こども心身発達医療センター（仮称）」の一体整備に伴う特別支援学校の整備を進めます。

寄宿舎の統合整備について、方向性を検討します。

施設設備の老朽化や各校の個別の課題について、方向性を検討します。

用語解説

発達障がい

自閉症、アスペルガー症候群その他の広汎性発達障がい、学習障がい（LD）、注意欠陥多動性障がい（ADHD）、その他これに類する脳機能の障がいであってその症状が通常低年齢において発現するものをいう。

通級による指導（通級指導教室）

小中学校の通常の学級に在籍する軽度の障がい児に対して、各教科などの指導は通常の学級で行いながら、障がいに応じた特別の指導を特別の場で行うための指導で、その特別な場を通級指導教室という。

特別支援学級

小中学校において、知的障がい、肢体不自由、身体虚弱、弱視、難聴、情緒障がい、自閉症、言語障がい等、教育上特別の支援を必要とする子どもたちに対し、障がいによる学習上又は生活上の困難を克服するための教育を行う学級をいう。

連続性のある多様な学びの場

インクルーシブ教育システムにおいて、障がいのある児童生徒と障がいのない児童生徒が同じ場で共に学ぶことを追求するとともに、個別の教育的ニーズのある児童生徒に対して、その時点で教育的ニーズに最も的確に応える指導を提供できる多様で柔軟な仕組み。具体的には、小中学校における通常の学級、通級による指導、特別支援学級、特別支援学校といった、連続性のある「多様な学びの場」をいう。

個別の指導計画

幼児児童生徒一人ひとりの教育的ニーズに対応して、指導目標や指導内容・方法・評価を盛り込んだ指導計画をいう。

個別の教育支援計画

一人ひとりの障がいのある子どもについて、乳幼児期から学校卒業後までの一貫した長期的な支援計画を、学校が中心となり、関係機関と連携し、保護者の参画や意見も取り入れながら作成する計画をいう。

パーソナルカルテ

本人および保護者が必要な情報（生育歴等）を記入して作成するファイル。日常的な管理も本人・保護者が行い、学校や関係機関等から提供を受けた情報（個別の教育支援計画、個別の指導計画、母子手帳、お薬手帳等）を追加して綴じ込んでいくファイル形式をいう。

ワンストップ型の相談機能

子どもの発達のお悩みや支援に関する制度等の相談に対して、各市町の保健・福祉・教育等の関係機関が同じ窓口で一元的に対応できる相談機能をいう。

センター的機能

特別支援学校が、地域において特別支援教育のセンター的な役割を果たすことで、主に以下の6つの機能がある。

- ① 小・中学校等の教員への支援機能
- ② 特別支援教育等に関する相談・情報提供機能
- ③ 障がいのある幼児児童生徒への指導・支援機能
- ④ 福祉、医療、労働などの関係機関等との連絡・調整機能
- ⑤ 小・中学校等の教員に対する研修協力機能
- ⑥ 障がいのある幼児児童生徒への施設設備等の提供機能

キャリア教育

児童生徒一人ひとりの社会的・職業的自立に向け、必要な基盤となる能力や態度を育てることを通して、社会のなかで役割を果たしながら自分らしい生き方を実現していくことを促す教育をいう。

交流および共同学習

障がいのある子どもと障がいのない子ども等が、共に活動し学習を進めることで、経験を広め、社会性や豊かな人間性をはぐくむことをねらいとした学習活動をいう。実施形態として特別支援学校等の障がいのある児童生徒等と小中学校、高等学校等の児童生徒等が交流する「学校間交流」、特別支援学校の児童生徒が居住地の学校で交流する「居住地校交流」等がある。

合理的配慮

障がいのある子どもが、他の子どもと平等に「教育を受ける権利」を享有・行使することを確保するために、学校の設置者および学校が必要かつ適当な変更・調整を行うことであり、障がいのある子どもに対し、その状況に応じて、学校教育を受ける場合に個別に必要とされるものである。なお、学校の設置者および学校に対して、体制面、財政面において、均衡を失した又は過度の負担を課さないものとされている。

医療的ケア

喀痰吸引や経管栄養など、日常生活に必要な医療的な生活援助行為を治療行為としての医師法上の「医療行為」と区別して「医療的ケア」と呼ぶ。三重県では、医療的バックアップ体制実施要綱に基づき、特別支援学校において、看護師資格を有する教員（常勤の講師として任用）および指定の研修を修了した教員が医療的ケアの補助をしている。

基礎的環境整備

障がいのある子どもの支援について、「合理的配慮」の基礎となる教育環境の整備を「基礎的環境整備」という。